

嘱託職員の取扱い (令和7年4月1日以降)

第1 目的

この取扱いは、嘱託職員の任用、報酬、勤務時間等の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

この取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 正規職員

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員をいう。

(2) 第1種嘱託職員

原則、1週間につき、29時間を超えない範囲内で勤務するものをいう。

ただし、これによらないことが効果的・効率的である場合は、1週間につき、35時間未満の範囲内で勤務時間を定めることができる。

(3) 第2種嘱託職員

一定の事務処理を委嘱するためにおける職員で、必要に応じて勤務するものをいう。

第3 任用の基準

- 1 嘱託職員の任用は、別に定める基準に基づき任用する。
- 2 任用期間は、1年以内とし、かつ、一会計年度を超えてはならない。
- 3 一任用期間が満了した場合は、前項の定めに基づき再任用することができる。

第4 任用条件の明示

所属長は、嘱託職員を任用しようとするときは、あらかじめ任用期間、従事させる職務の内容、勤務時間、報酬、報酬の支払い方法等任用条件を明示しなければならない。

第5 服務

所属長は、嘱託職員に対し、次に定める事項その他当該職について必要な規律が守られるよう指導監督しなければならない。

- 1 勤務時間中は、職務に専念すること
- 2 上司の職務上の命令に従うこと
- 3 職務上知り得た秘密を漏らさないこと
- 4 職務に係わる法令等に従うこと

第6 報酬

嘱託職員の報酬は、次のとおりとする。

1 基本報酬

基本報酬は、月額または日額とし、別に定める額を支給する。

2 通勤費弁償報酬

交通機関等を利用し通勤するものに対し、別に定める基準により通勤費弁償報酬を支給する。

第7 報酬の減額

1 第1種嘱託職員が勤務しないときは、その部分の報酬を減額する。ただし、別に定める事由に該当し、その勤務しないことにつき所属長の承認があったときは、この限りでない。

2 前項の規定により減額する報酬は、勤務しない全期間について第8に規定する勤務1時間当たりの額を乗じた額とする。この場合において、算出された時間数に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 報酬の日割計算は、正規職員の例による。

第8 勤務1時間当たりの報酬額

第1種嘱託職員の勤務1時間当たりの報酬額は、報酬月額を受ける者については、報酬月額に12を乗じ、その額をその者の1週間の勤務時間に52を乗じた数で除した額とし、報酬日額を受ける者については、報酬日額を1日の勤務時間で除した額とする。

第9 報酬の支払い

報酬は、月額の場合は、当月の1日から当月末日までの分を、日額の場合は、前月の11日から当月10日までの分を、それぞれ当月の21日（その日が休日、日曜日または土曜日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日または土曜日でない日とする。）に支給する。ただし、これによりがたい場合は、この限りでない。

第10 勤務時間等

1 第1種嘱託職員の勤務時間は、以下の範囲内で所属長が定める。この場合において、その勤務時間の割り振りは、1日8時間を超えてはならない。

(1) 原則、1週間につき29時間を超えない範囲内で定める。

(2) (1)によらないことが効果的・効率的である場合は、1週間につき、35時間未満の範囲内で定めることができる。

2 前項により勤務時間を割り振りする場合は、1週間に1日または4週間を通して4日は、勤務を要しない日にしなければならない。

3 第1種嘱託職員の休憩時間については、正規職員との均衡を考慮し所属長が定めるものとする。

第 1 1 有給休暇

第 1 種嘱託職員の有給休暇は、年次休暇、特別有給休暇および病気療養休暇とし、第 2 種嘱託職員の有給休暇は、年次休暇とする。

1 年次休暇

- (1) 第 1 種嘱託職員の年次休暇は、採用年については、次の表のとおりとし、2 年目以降は、別表第 1 のとおりとし、最高 2 0 日とする。

採用月	付与日数
4 月～9 月	1 0 日
1 0 月	4 日
1 1 月	3 日
1 2 月～1 月	2 日
2 月～3 月	1 日

- (2) 第 2 種嘱託職員の年次休暇は、採用年については、次の表のとおりとし、2 年目以降は、別表第 2 のとおりとする。

1 週間の勤務 日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の 勤務日数		1 6 9 日から 2 1 6 日まで	1 2 1 日から 1 6 8 日まで	7 3 日から 1 2 0 日まで	4 8 日から 7 2 日まで
継続 勤務 日数	6 月	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	8 日	6 日	4 日	2 日

- (3) 年次休暇は、1 日または 1 時間を単位として与えるものとする。

2 特別有給休暇

第 1 種嘱託職員の特別有給休暇は、別表第 3 のとおりとする。

3 病気療養休暇

- (1) 第 1 種嘱託職員が、公務によらず、傷い疾病により休暇を必要とする場合は、医師の証明に基づき所属長が必要と認める期間、病気療養休暇を受けることができる。
- (2) 病気療養休暇は、必要に応じて 1 日、1 時間または 1 分を単位として与えるものとする。ただし、病気療養休暇を受けた期間の計算については、1 日以外を単位とする病気療養休暇を使用した日は、1 日を単位とする病気療養休暇を使用した日として取り扱うものとする。
- (3) 第 1 種嘱託職員が受けることのできる有給の病気療養休暇は、年度内 9 0

日とし、以降任用期間満了までは無給の病気療養休暇とする。

- (4) 無給の病気療養休暇を受けて勤務しなかった場合には、その全期間について、第7および第8の定めるところにより勤務しなかった部分の報酬を減額する。

第12 無給休暇

第1種嘱託職員（第3項および第4項の休暇にあつては、当該各項に定める第1種嘱託職員に限る。）の無給休暇は、子の看護等休暇、短期介護休暇、介護休暇、および介護時間とし、当該休暇を受けて勤務しなかった場合には、その全期間について第7および第8の定めるところにより勤務しなかった部分の報酬を減額する。

1 子の看護等休暇

- (1) 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する第1種嘱託職員が、その子の看護等（負傷し、もしくは疾病にかかったその子の世話または疾病の予防または感染症に伴う学級閉鎖等のため必要なものとして市長が定めるその子の世話や、入園（入学）式および卒園（卒業）式への参列を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間の無給の休暇を受けることができる。（子の範囲は、育児休業の場合と同様）
- (2) 子の看護等休暇は、1日または1時間を単位として与えるものとする。
- (3) 子の看護等休暇を受けることができる第1種嘱託職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている第1種嘱託職員または週以外の期間によって勤務日が定められている第1種嘱託職員で1年間の勤務日が121日以上であること。

2 短期介護休暇

- (1) 次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては、第1種嘱託職員と同居している者に限る。）で負傷、疾病または老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）の介護その他の市長が定める世話をを行う第1種嘱託職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合は、1年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間の無給の休暇を受けることができる。

ア 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子および配偶者の父母

イ 祖父母、孫および兄弟姉妹

ウ 第1種嘱託職員または配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者および第1種嘱託職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者として市長が定める者

- (2) 短期介護休暇は、1日または1時間を単位として与えるものとする。

- (3) 短期介護休暇を受けることができる第1種嘱託職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている第1種嘱託職員または週以外の期間によって勤務日が定められている第1種嘱託職員で1年間の勤務日が121日以上であること。

3 介護休暇

- (1) 要介護者の介護をする第1種嘱託職員（次号に規定する第1種嘱託職員に限る。）が、当該介護をするため、所属長が、第1種嘱託職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合は、指定期間内において必要と認められる期間の無給の休暇を受けることができる。
- (2) 介護休暇を受けることができる第1種嘱託職員は、前号に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている第1種嘱託職員または週以外の期間によって勤務日が定められている第1種嘱託職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない者とする。
- (3) 介護休暇は、1日または1時間を単位として与えるものとし、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。
- (4) 前各号に定めるもののほか、介護休暇に係る取扱いは、正規職員の例による。

4 介護時間

- (1) 要介護者の介護をする第1種嘱託職員（次号に規定する第1種嘱託職員に限る。）が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合は、当該連続する3年の期間内において、必要と認められる期間の無給の休暇を受けることができる。
- (2) 介護時間を受けることができる第1種嘱託職員は、初めて介護時間の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている第1種嘱託職員または週以外の期間によって勤務日が定められている第1種嘱託職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上である者とする。
- (3) 介護時間の単位は30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間の範囲内で取得できるものとする。ただ

し、1日の実勤務時間が5時間45分を下回ってはならない。

(4) 部分休業を承認され、または第13第1項第2号の勤務制限を請求して勤務しない時間がある日の介護時間の請求については、これらの勤務しない時間の合計が2時間を超えず、かつ、1日の実勤務時間が5時間45分を下回らない場合に行うことができる。

(5) 前各号に定めるもののほか、介護時間に係る取扱いは、正規職員の例による。

第12の1 育児休業および部分休業

第1種嘱託職員の育児休業および部分休業に係る取扱いは、この第12の1に定めるもののほか、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）および職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号。以下「条例」という。）に規定された非常勤職員の例による。

1 部分休業を取得できる第1種嘱託職員

部分休業を取得できる第1種嘱託職員は、初めて部分休業の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている第1種嘱託職員または週以外の期間によって勤務日が定められている第1種嘱託職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者とする。

2 部分休業の単位等

(1) 部分休業の単位は30分とし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、または終業の時刻まで連続した2時間の範囲内で取得できるものとする。ただし、1日の実勤務時間が5時間45分を下回ってはならない。

(2) 介護時間を承認され、または第13第1項第2号の勤務制限を請求して勤務しない時間がある日の部分休業の請求については、これらの勤務しない時間の合計が2時間を超えず、かつ、1日の実勤務時間が5時間45分を下回らない場合に行うことができる。

3 報酬の取扱い

(1) 育児休業をしている期間については、報酬を支給しない。

(2) 部分休業の承認を受けて勤務しなかった場合には、その勤務しない1時間につき、第7および第8の定めるところにより報酬を減額する。

第13 勤務制限

1 第1種嘱託職員は、勤務日において次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定める期間勤務を離れることを請求することができる。

(1) 生理日に勤務することが著しく困難な場合

連続する2日の範囲内で必要と認める期間

(2) 職員が生後1年に達しない子を育てる場合

1日2回 各45分

2 所属長は、前項による請求を受けた場合に、当該職員を勤務させてはならな

い。

- 3 前項により勤務しなかった場合は、その全期間について第7および第8の定めるところにより報酬を減額する。

第14 懲戒等

- 1 嘱託職員の懲戒は、正規職員の例による。
- 2 次の事由により嘱託職員を任用期間の中途において解職する場合は、少なくとも30日前に解職の予告をするものとする。
 - (1) 勤務成績がよくない場合
 - (2) 心身の故障により職務の遂行に支障がある場合
 - (3) 職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 職を廃止する場合
- 3 所属長は、任用期間満了の30日前までに再任用の予定について、本人に通知しなければならない。

第15 社会保険の適用

健康保険法（大正11年法律第70号）および厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）ならびに雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用に関しては、それぞれ当該法令の定めるところによる。

第16 災害補償

嘱託職員の公務上の災害補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年函館市条例第28号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）にそれぞれ定めるところによる。ただし、任用期間満了まで、または90日間は、報酬の支給をもって休業補償にかえるものとする。

第17 旅費

嘱託職員が公務のため旅行するときは、函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年函館市条例第22号）に規定する行政職1級の職務にある者の例に準じ旅費を支給する。ただし、これによりがたい場合は、市長が別に定める。

第18 特例

所属長は、嘱託職員の任用、報酬、勤務時間その他勤務条件について、この取扱いによりがたい特殊の事情がある場合には、総務部長に協議するものとする。

別表第 1 第 1 種嘱託職員の年次休暇（第 1 1 関係）

勤務年数	付与日数	前年度からの繰越限度日数	総付与限度日数
初年度	10 日	—	10 日
2 年目	11 日	10 日	21 日
3 年目	12 日	11 日	23 日
4 年目	14 日	12 日	26 日
5 年目	16 日	14 日	30 日
6 年目	18 日	16 日	34 日
7 年目	20 日	18 日	38 日
8 年目	20 日	20 日	40 日

※ 初年度は、4 月採用の場合

※ 年次休暇の繰越：労働基準法第 39 条

別表第 2 第 2 種嘱託職員の年次休暇（第 1 1 関係）

1 週間の勤務日数		4 日	3 日	2 日	1 日
1 年間の勤務日数		169 日から 216 日まで	121 日から 168 日まで	73 日から 120 日まで	48 日から 72 日まで
継続勤務年数	6 月	7 日	5 日	3 日	1 日
	1 年 6 月	8 日	6 日	4 日	2 日
	2 年 6 月	9 日	6 日	4 日	2 日
	3 年 6 月	9 日	7 日	4 日	2 日
	4 年 6 月	10 日	7 日	5 日	2 日
	5 年 6 月	11 日	8 日	5 日	2 日
	6 年 6 月	12 日	9 日	6 日	3 日
	7 年 6 月	12 日	9 日	6 日	3 日
	8 年 6 月	13 日	10 日	6 日	3 日
	9 年 6 月	14 日	10 日	7 日	3 日
	10 年 6 月以上	15 日	11 日	7 日	3 日

別表第3 第1種嘱託職員の特別有給休暇（第11関係）

区分	事 由	承認を与える期間		
1	職員が結婚する場合	5 日		
2	職員の子が結婚する場合	1 日		
3	女子職員の出産の場合	出産の予定日以前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては， 1 4 週間）目に当たる日から出産の日後 8 週間目に当たる日までの期間		
4	親族が死亡した場合	配偶者		1 0 日
		血族	父母および子	1 0 日
			祖父母，孫および兄弟姉妹	7 日
			その他の者	2 日
		姻族	配偶者の父母	7 日
			その他の者	2 日
5	職員の配偶者および 1 親等の血族の祭日の場合	1 日		
6	夏季における盆等の諸行事，心身の健康の維持および増進または家庭生活の充実のために必要がある場合	5 日以内		
7	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)により交通を制限され，または遮断された場合(本人がり病した場合を除く。)	必要と認められる期間		
8	職員が裁判員，証人，鑑定人等として官公署に出頭する場合	必要と認められる期間		
9	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間		
10	地震，水害，火災その他の災害により交通が遮断された場合	必要と認められる期間		
11	交通機関の事故その他不可抗力の原因により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間		
12	女子職員が妊娠中および出産後 1 年以内において，母子保健法(昭和 40 年法律第 141	妊娠 23 週まで 4 週間に 1 回 妊娠 24～35 週まで 2 週間に 1 回 妊娠 36 週～出産まで 1 週間に 1 回		

	号)に基づく保健指導または健康診査を受ける場合	出産後 1 年まで 1 回
13	女子職員が妊娠に伴うつわり等の障害により勤務することが困難であると認められる場合	妊娠 4 か月までの期間内に 1 4 日以内
14	地震, 水害, 火災その他の災害により職員の現住居が滅失し, または損壊した場合	当該住居の復旧作業のため必要と認められる期間

備考

- 1 区分 1 および 4 の休暇については, 各区分の連続する日数の範囲内で承認を与えるものとする。
- 2 区分 4 の「子」の範囲は, 育児休業の場合と同様とする。
- 3 区分 6 の夏季休暇については, 市長が定める期間において, 6 月以上の任期が定められている職員または 6 月以上継続勤務している職員 (週以外の期間によって勤務が定められており, 1 年間の勤務日が 4 7 日以下である場合を除く。)に付与する。
- 4 「配偶者」には, 届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。